

旧				新			
別表(第7条第1項関係)		別表(第7条第1項関係)		区分		使用料(1時間当たり)	
						市内	市外
専用使用	区分	円	円	専用使用	専用使用	円	円
	ホール	1,200	1,800		ホール	1,400	2,100
	音楽室	400	600		音楽室	400	600
	会議室	400	600		会議室	400	600
	小会議室	300	450		小会議室	300	450
	美術室	400	600		美術室	400	600
	和室	300	450		和室	300	450
備考				備考			
1 市内とは、使用する者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。				1 市内とは、使用する者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。			
(1) 本市の区域内に住所を有する者				(1) 本市の区域内に住所を有する者			
(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者				(2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者			
(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者				(3) 本市の区域内に存する学校に在学する者			
2 市外とは、使用する者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。				2 市外とは、使用する者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。			